

平成30年第7回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成30年 8月23日

午後1時00分開会

午後3時00分閉会

場 所 中頓別町役場小会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

西 一彦、寺島 伸征、石井 進、藤田 健一、石橋 美代子、石黒 和浩

以上6名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

栗林 松三

以上1名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 藤 田 徹

4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北村 哲也

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積変更計画の決定について

議案第3号 土地の現況証明書について

6 その他

(1) 今後の予定について

①平成30年度東北・北海道農業活性化フォーラム 8月24日(金)(札幌市)

②農地パトロール(農地利用状況調査)8月27日(月)～29日(水)3日間

④中頓別町議会第3回定例会 9月5日(水)～9月7日(金)

⑤北海道新規就農フェア 10月13日(土) (札幌市)

⑥地区別農業委員等研修会 11月12日(月) (開催地:中頓別町)

(2) その他

農地パトロールについて

新規参入希望法人の取扱いについて

7 閉会

事務局長

ただ今から、平成30年第7回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。
会長につきましては、病院療養中のため、本日は欠席でございます。今回の総会につきましても、農業委員会等に関する法律第5条第5項で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」という規定に基づき、職務代理者に会長代理をお願いしております。
代理につきましては、会長席へご移動をお願いします。
では、早速ですが、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

挨拶終了

職務代理

【欠席報告】

本日は、7番会長が欠席でございます。

事務局長

【定数報告】

本日の出席委員は7名中6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第2項の規定に基づき、会長代理が議長となり議事を進行いたしますので、会長代理、よろしく願いいたします。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

議長

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

〇〇番 〇〇委員、〇〇番 〇〇委員を指名いたします。

次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。

【会務報告】

事務局長

会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。

議長

ありませんの声

次に、次第の5番、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。内容について事務局から説明願います。

事務局長

【議 事】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」次のとおり、農地について、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請があったので、審議を求める。平成30年8月23日提出、中頓別町農業委員会会長職務代理者。

番号〇〇番。申請月日は、〇月〇〇日。譲渡人は、字〇〇〇の〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇です。許可を受けようとする権利は、所有権で、土地の表示は、字〇〇番〇〇、〇〇〇番〇の〇筆、公募・現況とも畑で、合計面積〇〇〇㎡利用状況は、採草畑。権利設定の理由ですが、公共牧場の規模拡大であります。価格については、〇〇〇円です。引渡しの時期及び権利移転の日は、許可日以降となります。農地法第3条第2項各号該当の有無欄ですが、「農地法施行令第2条第1項第1号のロに該当」と記載しておりますが、これは、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外を規定しているもので、都道府県を除く地方公共団体が、耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、公用又は公共用に供すると認められる場合は、許可要件であります。全部効率利用、農地保有適格法人以外の法人、農作業常時従事、下限面積の許可要件を欠いている場合であっても許可をすることができるという規定になっております。申請書類の内容については、添付資料をご覧ください。

次に、番号〇〇番。申請月日は、〇月〇〇日。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇です。許可を受けようとする権利は、所有権で、土地の表示は、字〇〇〇〇〇番〇〇からの分筆地、字松音知〇〇〇番〇からの分筆地、〇〇〇番〇からの分筆地で、分筆登記の手続き中でありますので、枝番は未設定であります。〇〇筆合計で、〇〇〇㎡。以下、前件と同様であります。申請書類の内容については、添付資料をご参照願います。なお、この案件は、分筆登記がされた日以降に許可書を交付する形になります。本件2件については、午前中に現地確認をしておりますことを、ご報告致します。以上、説明を終わります。よろしくご審議願います。

議 長

事務局の説明が終わりました。何か質疑はありますか。

ありませんの声

質疑がないようですので、議案第1号について、許可することで、ご異議ご

ございませんか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」は、許可することと致します。なお、事務局からの説明にありましたように、番号2番については、分筆登記完了後に許可することと致します。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画変更の決定について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画変更の決定について」、下記の者に係る農地利用集積計画変更の決定について審議を求めます。平成30年8月23日提出、中頓別町農業委員会会長職務代理人。

公告予定日については、本日、平成30年8月23日、番号、使用貸借の〇番変更ということで、議案第1号で所有権移転をする土地を除く変更であります。土地の表示は、字〇〇〇〇番〇〇の一部から〇〇〇番〇〇までの〇筆、〇〇〇㎡。公簿・現況地目ともに、畑であります。利用権の移転時期及び引渡の時期は公告日で、貸主は〇〇〇〇さん、借主は〇〇〇〇〇。貸付理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地は〇〇〇haです。労力は〇人です。使用貸借期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までです。位置図につきましては、次のページのとおりでありますし、使用貸借の合意解約書も添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画変更の決定について」使用貸借（変更）1件の説明を終わります。

議長

それでは審議に移ります。

使用貸借1番の変更、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の件について、何かご質疑ございませんか。

ありませんの声

質疑がないようですので、使用貸借〇番の変更を承認することにご異議ございませんか。

異議なしの声

ご異議なしと認め、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画変更の決定について」は、承認することに決しました。

次に議案第3号「土地の現況証明書について」を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局長

議案第3号「土地の現況証明書について」、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、次の件について審議を求める。平成30年8月23日提出、中頓別町農業委員会会長職務代理。

番号〇〇番。土地の表示は、〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇。申請目的は、地目変更登記のためであります。本件については、〇〇〇〇に現地確認をしております。農地・採草放牧地以外であることを確認しております。調査委員は、記載のとおりであります。次のページには、現況証明願と図面を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、議案第3号「土地の現況証明書について」の説明を終わります。よろしくご審議願います。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件について質疑はございますか。

ありませんの声

質疑がなしと認め、願書のとおり、証明してよろしいですか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第3号「土地の現況証明書について」は、願書のとおり、証明することと致します。

続いて、次第6番、その他について、事務局より説明願います。

事務局長

【今後の予定について説明】

議 長

今後の予定について報告がありました。何かありますでしょうか。

ありませんの声

次に（２）その他について、事務局から説明願います。

事務局長

【その他について説明】

議 長

何かご質問等ありませんか。

なしの声

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第7回農業委員会総会を終了いたします。